

☆☆ **新型コロナウイルス感染症ニュース** 第 51 号外 2021.1.22 ☆☆

このたび、宮城県保健福祉部、疾病・感染症対策室、感染症対策班より診療・検査医療機関宛に、1月19日（火）に第一報、21日（木）に一部修正の「発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）の交付申請手続きに関するお知らせ」に関するメールが届いていることかと思えます。

内容の一部に1月25日（月）の締め切りという情報があり、重要な事項も含まれているため、号外として情報発信いたします。時間のない中ですが、ご確認ください。

**<都道府県から診療・検査医療機関(仮称)に指定された医療機関の皆様へ>**

発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）についてです。制度の詳細につきましては「令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00012.html) をご確認ください。

詳細はメールに添付されている「210120+医療機関へのお知らせ.pdf」というファイル等をご参照ください。フローチャートを見ますと「前記補助金の申請書をまだ提出していないが、申請を希望する医療機関」と「補助金の申請書を提出したが、国からの交付決定の通知書をまだ受け取っていない医療機関」は、1月25日（月）までに下記対応を求められております。

「厚生労働省のホームページ（URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000723934.xlsx>）から様式をダウンロードいただき、下記メールアドレスに回答を記載した回答用紙をエクセルファイルのまま添付し、送付をお願いします。（メールでの回答が困難な場合は郵送による回答も可能です。下記提出先に送付ください）

回答受付期間：1月25日まで

送信先メールアドレス：infu-hatunetu@mhlw.go.jp

※ メールを受信しましたら受信した旨、メールでご連絡します。

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康局結核感染症課 発熱外来診療体制確保支援補助金担当者

上記手続きを行った上で、「補助金を希望するすべての医療機関（すでに交付決定通知書を受け取った医療機関も含む）」は、2月12日（消印有効）までに「変更交付申請書」または「請求書」を書面で提出することが求められております。

本件に対する照会先：

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター 電話番号：0120-336-933

（担当；福壽岳雄）